

# レンタカー貸出時の運転免許証の種類について

平成 29 年 3 月 12 日より免許制度が変わり、準中型免許区分ができています。

条件	最大積載量	車両総重量	免許の表示	
			免許の種類	免許の条件等
普通免許 2007年6月2日～2017年3月12日までに 普通免許を取得 免許書き換えがまだの方 新制度 2017年3月12日以降に普通免許取得された方	3.0トン未満	5.0トン未満	普通	空白
	2.0トン未満	3.5トン未満	普通	空白
準中型免許 2007年6月2日～2017年3月12日までに 普通免許を取得 2017年3月12日以降免許書き替えした方 新制度 2017年3月12日以降に準中型免許取得された方	3.0トン未満	5.0トン未満	準中型	5tに限る
	4.5トン未満	7.5トン未満	準中型	空白
中型免許 2007年6月2日までに普通免許取得された方 2007年6月2日までに中型免許取得された方	5.0トン未満	8.0トン未満	中型	8tに限る
	6.5トン未満	11トン未満	中型	空白
大型免許	6.5トン以上	11トン以上	大型	空白

※取得免許により運転出来ないレンタカーがございますのでご注意ください※

## 総合補償制度のご案内

### 【補償内容】

#### 1. 動産補償制度：

- [対象機種] ナンバープレート付を除くレンタル機器
- [補償金額] 当社が定める時価額
- [補償免責] 1事故 30万円

#### 2. 賠償補償制度：

- [対象機種] ナンバープレート付を除く自走式レンタル機器
- [補償金額] 対人賠償：1名 5,000万円  
1事故 1億円  
対物賠償：1事故 500万円
- [補償免責] 1事故 30万円

#### 3. 自動車補償制度：

- [対象機種] 各種レンタカー
- [補償金額] 対人賠償：1名 無制限  
対物賠償：1,000万円（免責5万円） 特殊用途車：2,000万円（免責5万円）  
人身傷害：3,000万円  
車両保険：当社が定める時価額（免責30万円）

注）弊社、レンタル基本約款第6条2項より、地震・津波・噴火・台風及び洪水等の自然災害及び使用者の故意・又は重大な過失及び、全部損害の場合はこの限りでない。

### 【補償料金】

弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。

### 【加入期間】

レンタル開始時より終了時までレンタル期間に関係なく、弊社出庫時から弊社入庫時まで補償対象とします。

### 【休業損害】

レンタル機・レンタカーに破損が生じ修理期間を要する場合、修理期間中の休車損害をご負担頂きます。